

近世前期における『出雲国風土記』写本の系譜

—細川家本と出雲図書館本—

高 橋 周

はじめに

筆者は現存する『出雲国風土記』の写本を悉皆的に調査し、その研究成果の一端として、写本の系譜関係あるいは歴史的背景を提示してきた。本稿では、近世前期における写本の様相について、細川家本⁽¹⁾と出雲図書館本⁽²⁾を中心に考える。

『出雲国風土記』で書写年を明記する写本は、慶長一（一五九七）年に徳川家康の「江戸内府御本」を書写校合した細川家本が最古本である。また、細川家本と近い関係にある写本には倉野家本⁽³⁾が挙げられる。その他、小栗家本も細川家本や倉野家本と近い関係にあり、河村家本や島根県古代文化センター本の「校合本」⁽⁵⁾も小栗家本と祖本を同じくすると考えられる。⁽⁶⁾このように、細川家本と近い関係にある写本を複数確認でき、近世において細川家本系統の写本は、ある程度の展開をみたことが窺える。

また、寛永十一（一六三四）年に出雲日御碕神社へ寄進された日御碕神社本⁽⁷⁾、その親本である蓬左文庫本⁽⁸⁾も近世前期の写本として挙げられ、両写本はともに尾張藩主・徳川義直に関わる。近年、廣岡義隆氏が、この両写本について精緻な研究を示し、蓬左文庫本は細川家本の親本「江戸内府御本」と別系統の関係にあると指摘した。⁽⁹⁾ただし廣岡氏の指摘は、主な異同を列挙するだけで、具体的な関係性には言及していない。なお、細川家本と蓬左文庫本が系統を異にすることは、加藤義成氏が既に指摘している。⁽¹⁰⁾このように、近世前期における写本の系譜関係については、なお検討の余地があ

近世前期における『出雲国風土記』写本の系譜
—細川家本と出雲図書館本—

ると考える。別稿で先行研究をふまえた簡潔な写本関係を提示したことがあるが、⁽¹¹⁾その後の調査研究をふまえ、本稿において改めてその関係を提示したい。

一 細川家本『出雲国風土記』の系譜

（1）その概要と先行研究

本稿で検討する細川家本の概要は、以下の通りである。

袋綴一冊。外題「出雲国風土記」（表紙中央・題箋）。前遊紙一丁、墨付六四丁。半丁あたり八行一九字前後。蔵書印なし。

奥書は次のように記される。

以江戸内府御本令書写
遂一校畢

慶長二年冬十月望前三日

丹山隱士（花押）

奥書から、慶長一（一五九七）年に丹山隱士（細川幽斎）が「江戸内府御本」（徳川家康所持本）を書写させ校合した写本と分かる。

細川幽斎（一五三四～一六一〇）は、名を藤孝とし、剃髪後に幽斎玄旨と号した。足利將軍家や織田信長に仕え、天正十（一五八三）年の本能寺の変に際して剃髪し、丹後田辺城に隠居した。和歌や古典籍への造詣が深く、三条西実枝から古今伝授を

受けている。細川家本の奥書は幽斎の自筆とされ、『藤孝事記』に載る幽斎の蔵書目録にも同様の奥書が見える。

本文は、島根郡加賀郷条と生馬郷条²⁴²が混在し、同郡神社条²⁵²の一部、同郡多久川条²⁶⁸、秋鹿郡長江川条¹¹等が脱落する。現存する多くの写本も同じ条文が脱落し、このような特徴をもつ写本を「脱落本」と称する。また、秋鹿郡条末尾と樋縫郡条冒頭の間に半丁分の空白があり、これを境に本文の筆致を異にする。

細川家本を専論した先行研究は少なく、管見の限りでは、田中卓氏や加藤義成氏の研究が知られ、田中氏は次のような見解を示す。

① 細川家本において、秋鹿郡と樋縫郡とを境に筆致が異なることは、『出雲国風土記』が本来上下二巻の巻子本で、その当時の形を伝えたもの。

② 細川家本と倉野家本は直接の親子関係ではなく、両者は祖本を共通する従兄弟又はそれに類する並列関係であるらしい。

③ 本文異同においては、細川家本の方が、倉野家本よりも、より一層、正しい祖本に近い形を存している。したがって、細川家本によって、本文校訂を改めるべき箇所がある。

④ 細川家本は、倉野家本、風土記鈔本、万葉緯本と相並ぶ関係であることが推定される。

⑤ 細川家本と倉野家本に見える傍書を参照すれば、両写本の祖本と風土記鈔本・万葉緯本の祖本とは並列する位置を占める。

上記の①・②・③の見解は現在もなお支持され、細川家本が校訂本や注釈書の底本となる由縁になっている。

(2) 細川家本に見える「追筆」について

田中卓氏による細川家本の研究は、改行位置や本文異同の比較を中心とする。¹⁴ 本稿でも本文異同を検討するが、初めに細川家本に散見される本来の本文には存在しなかった「追筆」に注目したい。

細川家本には複数の「追筆」があり、それらは数種に分けられる。

「表1」に示したのは、本文の字句に対する傍書で、「款(乎)」の助字を付して本来の字句を推定する。表記の規則性があり、細川家本だけでなく、倉野家本、小栗家本、蓬左文庫本とも共有するものが多い。ここでは、これらを「追筆a」とする。

廣岡義隆氏は、蓬左文庫本の出雲郡宇賀郷条の例([表1] 6)を同書の独自注記とし、細川家本と倉野家本の同条の追筆aは後補とする。¹⁵ そこで、廣岡氏の見解をふまえて、その追筆aを考えたい。

まず、倉野家本の宇賀郷条では、本文「一千七里」の「千」字に対し、左に「十」、右に「十欽」と傍書きする。

廣岡氏は、左の傍書きが先行し、右の傍書きは親本には存在しないとする。倉野家本の傍書きの大半は、上野国の毛呂義郷が天明八(一七八八)年に『出雲風土記抄』で対校した際のもので、概ね本文右に記される。¹⁶ これらの傍書きの筆致は奥書の毛呂義郷自身の筆と同じく、本文との違いを明らかにするため楷書で記したと考え

表1 ※細川家本の欄中、ゴシック字が「追筆」に対応する文字。「」内は傍書。×は脱字。下表も同じ。

行番号	郡名	条名	抹消符	細川家本 (1597)	倉野家本	小栗家本 (1769)	蓬左文庫本	日御碕神社本 (1634)
1	172	意宇	署垣山	○ 有蜂(蝶欽)	有蜂 蝶欽	有蜂 蝶欽	有蜂「蝶欽」	有蜂「蝶次」
2	208	意宇	通道	× 國廓「務カ」	國廓「務カ」	國廓「務カ」	國廓「務欽」	國廓「務欽」
3	217	島根	總記	○ 平「手欽」染鄉	手「手欽」染鄉	手「平カ」染鄉	平「手欽」染鄉	平「手欽」染鄉
4	312	島根	久毛等浦	○ 可漕「泊乎」	可漕「泊乎」	可漕「泊乎」	可漕「泊イ」	可漕「泊欽」
5	359	島根	郡司	○ 熏乘「業欽」	熏乘「業欽」	熏業	熏業	熏業
6	541	出雲	宇賀郷	○ 千「十欽」七里	一千「十欽」七里	一十七里	一千「十欽」七里	一千「十欽」七里

られる。ただし本条の場合、本文左の傍書「十」が義郷の筆致に近く、『出雲風土記抄』の対校によるものとみられる。廣岡氏も同様に捉え、左の傍書が先行すると考えたのである。一方、廣岡氏は右の傍書「十欽」を左の傍書より後のものとするが、その判断の根拠は示されない。右の傍書「十欽」の「欽」字は草書で、倉野家本に見える義郷の筆致の「欽」字は楷書で記されることから、この「十欽」は義郷の対校に関わるものではないと言える。むしろ、倉野家本の本文の筆致や細川家本同条の傍書「十欽」の筆致に近似しており、倉野家本の本文に伴う傍書と捉えられる。したがって、既に書写されていた「十欽」を避けて、義郷は左に「十」と傍書したと考えるべきであろう。

また、廣岡氏は細川家本の傍書「十欽」も別筆の後補とする。この判断についても根拠は示されない。細川家本の「十欽」は、線の細い草書で記されるのが特徴で、この傍書が記される35丁オの筆致を全体的に見ると、他の丁の筆致と比べて線を細くする傾向を看取できる。したがって、この「十欽」を別筆とは判断できない。倉野家本の傍書「十欽」とも筆致が近似しており、細川家本の傍書「十欽」も本文に伴うものと考える。

すなわち、蓬左文庫本の傍書「十欽」は独自注記ではなく、細川家本や倉野家本と共に存する祖本に由来すると言える。他にも同様な例（「表1」）があることからすると、追筆aは現存写本の祖本に基づくと考える。

なお、島根郡郡司条傍書「業欽」（「表1」5）は蓬左文庫本に記されないが、蓬左文庫本では「業欽」に対応する字句を楷書で「業」と記している。つまり、本文に「業」と記された段階で傍書の意味は失われ、脱落したと考えられる。細川家本や倉野家本の同条本文は「業」と表記するため、傍書は残されたと言える。

次に「表2」は、本文中で本来記すべき位置の「」数文字後に脱落した文字を補入し、その文字に鉤点「し」を傍書するとともに、本来の位置に圈点を加える例である。ここでは、「追筆b」とする。脱落した文字を本文中に加筆することが特徴

表2

行番号	郡名	条名	抹消符	細川家本 (1597)	倉野家本	小栗家本 (1769)	蓬左文庫本	日御崎神社本 (1634)
1	15	国	総記	× 在「○」祇官神「レ」	在神祇官	在神祇官	在神祇官	在神祇官
2	192	意宇	意宇河	× 意宇「○」源…河「レ」	意宇河源	意宇河源	意宇×源「川」源	意宇川源
3	227	島根	朝酌郷	× 六十「○」歩四「レ」	六十四歩	六十里歩	六十四歩	六十四歩
4	230	島根	山口郷	× 「○」家「レ」郡	郡家	郡家	郡家	郡家
5	246	島根	法吉郷	× 「○」廻「レ」北	此処	此処	此處	此處
6	251	島根	神社	× 「○」酌下社朝「レ」	朝酌下社	朝酌下社	朝酌下社	朝酌下社
7	267	島根	加賀川	× 「○」賀川加「レ」	加賀川	加賀川	加賀川	加賀川
8	321	島根	勝間埼	× 「○」高…廿歩一「レ」	一高…廿歩	一高…廿歩	一高…廿歩	一高…廿歩
9	345	島根	大崎浜	× 「○」八十歩一「レ」百「レ」	一百八十歩	一百八十歩	一百八十歩	一百八十歩
10	718	神門	神門水海	× 在「○」長「レ」山	在山長	在山長	在山長	在山長

で、書写後の校合の際ではなく、書写時の所為と言える。その加筆の過程を窺えるのが意宇郡意宇河条（「表2」2）である。同条では、一〇文字後に脱落した「河」字を加筆している。注目できるのは、「河」字を加筆する際に、次の文字の「熊」字の一画目を記すのを止めて、「河」字を記したように筆の運びが捉えられることである。つまり、親本では脱落した文字が本来の位置に記されていて、書写者が脱落に気づいた段階で本文中に加筆したことを示唆する。このような追筆bは島根郡条を中心に一〇か所で認められる。細川家本は楯縫郡条冒頭を境に筆致を違えるが、追筆bは楯縫郡条以降の神門郡条にも認められ、書写時の脱落に対する共通した姿勢を見出せる。

この追筆bは、細川家本に近い倉野家本や小栗家本だけでなく、蓬左文庫本、日御崎神社本にも見えない。したがって、これは細川家本特有のもので、意宇郡意宇河条の例から、その書写時に由来する蓋然性が高いと言える。次に「表3」は、見せ消ちの符号（以下、抹消符）と傍書からなる追筆の例で、「追筆c」とする。これらには、本文の傍らに抹消符（主に左傍）のみを付す例、抹消符を付し

表 3

	行番号	郡名	条名	抹消符	細川家本 (1597)	倉野家本	小栗家本 (1769)	蓬左文庫本	日御碕神社本 (1634)
1	139	意宇	賀茂神戸	○	神子戸	神子戸	神子戸	神子戸	神子戸
2	209	意宇	郡司	○	郡主司	郡主司	郡主司	郡主司	郡主司
3	269	島根	法吉坡	○	鯛	鯛「鯉」	[]	鯛	鯛
4	272	島根	口池	○	周一里	周一里	周一里	周一里	周一里
5	289	島根	蟇蠍島	○	飛燕來	飛燕來	飛燕來	飛燕來	飛燕來
6	389	秋鹿	神社	○	毛之社	毛之社	毛之社	毛之社	毛之社
7	391	秋鹿	神名火山	○	高冊歩丈	高冊歩丈	高冊歩丈	高冊歩丈	高冊歩丈
8	412	秋鹿	恵曇陂	○	參陂	參陂	參陂	參陂	參陂
9	415	秋鹿	恵曇陂	○	多有	多有	多有	多有	多有
10	500	秋鹿	通道	○	八里	八里	八里	八里	八里
11	452	橋縫	佐香郷	○	東西里	東西里	東西里	東西里	東西里
12	517	出雲	健部郷	○	号	号	号	号	号
13	984	卷末	通道	○	二百歩冊四歩	二百歩冊四歩	二百歩冊四歩	二百歩冊四歩	二百歩冊四歩
14	988	卷末	駅	○	古道驛	宮「古」道駅	宮「古」道駅	客道驛	客道駅
15	48	意宇	郡名	○	号「号」意宇	号意宇	号意宇	号意宇	号意宇
16	94	意宇	安来郷	△	麻「磨」呂	磨呂	麻呂	磨呂	磨呂
17	127	意宇	野城駅	×	卅「廿」里	廿里	廿里	廿里	廿里
18	168	意宇	神社	○	茆「市」穂社	市穂社	市穂社	市穂社	市穂社
19	274	島根	朝酌促戸	○	筌「筌」	筌	筌	筌	筌
20	829	仁多	三津郷	○	稻「稻」	稻	稻	稻	稻
21	935	大原	草木	×	猶「独」活	獨活	獨活	獨活	獨活
22	259	島根	草木	○	社「杜」仲	杜仲	杜仲	杜仲	杜仲
23	260	島根	草木	○	白銅「桐」	白銅「桐」	白桐	白桐	白桐
24	268	島根	法吉坡	○	法吉波「坡」	法吉波「坡」	法吉波	法吉波	法吉波
25	284	島根	前原埼	×	波「陂」之南	波「陂」之南	坡之南	陂之南	陂之南
26	315	島根	久宇島	○	椿「椿」	椿	椿	椿	椿
27	377	秋鹿	大野郷	×	卅「廿」歩	卅歩	廿歩	廿歩	廿歩
28	377	秋鹿	大野郷	○	和加布郡「都」努志	和加布郡「都」努志	和如而布都努志	和加布都努志	和加布都努志

傍書（主に右傍）する例、傍書のみを記す例がある。ここでは、抹消符と傍書が伴うものとして一連の追筆と考える。⁽¹⁸⁾他にも抹消符と捉えられる墨点を複数確認できるが、書写時や後の汚れの可能性があるため、明確なものだけを列挙した。

追筆cは、主に三つに分類できる。

一つは、本文文字句が諸本と同一のもので、抹消符はいずれにも付く（[表3] 1～14、追筆c-1）。この場合、1 「神子戸」、2 「郡主司」、5 「飛燕來」、7 「高冊歩丈」等の竄入と推定できる文字や3 「鯛」、11 「東西里」、14 「吉道驛」等の誤字と言える文字に対して、抹消符のみが付される。これらの抹消符を転写する写本や、抹消符に対応して文字を削除する写本は認められないため、追筆c-1は細川家本の書写後の校正によると考えられる。

次に、本文ではなく、傍書が諸本と一致する例がある（[表3] 15～21、追筆c-2）。抹消符が付かないものもあるが、15 「号「号」意宇」、19 「筌「筌」」等の崩れた字を楷書で書き直した例、18 「茆「市」穂社」、20 「稻「稻」」、21 「猶「独」活」等の草書の誤読を楷書で校訂した例がある。16 「麻「磨」呂」、17 「卅「廿」里」では、傍書が倉野家本や蓬左文庫本等の本文と対応しており、対校本が存在した可能性を示唆する。追筆c-2も細川家本の書写後に行われたと考えられる。

また、本文と傍書が、ともに倉野家本等と一致する例がある（[表3] 22～28、追筆c-3）。抹消符が付かない例もあるが、誤字を校訂する傍書が多い。倉野家本の傍書には、毛呂義郷による校注が多く含まれるため、本来の傍書か否かは判断し難い。⁽¹⁹⁾しかし、「表3」24～28の倉野家本の傍書は本文の筆致と近似するため、本文に伴うものと考えられる。したがって、追筆c-3は、少なくとも細川家本と倉野家本が共有する祖本に由来すると考えられる。

以上、細川家本の「追筆」を見てきたが、上記の検討をまとめると、次のようになる。追筆はその形式から、「追筆a」「追筆b」「追筆c」に分かれる。

まず追筆aは、「欵(乎)」の助字が付く傍書で、細川家本、倉野家本、小栗家本、

蓬左文庫本で共有し、これらの祖本に由来すると捉えられる。

次に追筆bは、脱落した文字を本文中に補入し、鉤点や圈点で本来の位置への挿入を示すものである。意宇郡意宇河条192の例から、細川家本の書写時の所為と考えられる。

また追筆cは、見せ消ちの符号（抹消符）と傍書からなる。これらは本文文字句との関係から三分類できる。すなわち、本文が倉野家本や蓬左文庫本と同一で抹消符のみを付す例（追筆c-1）は、細川家本書写後の校正を反映したものと捉えられる。本文ではなく、傍書が諸本と一致する例（追筆c-2）もあり、これも細川家本書写後のもとと推定できる。他方、本文と傍書がともに倉野家本等と一致する例（追筆c-3）は、細川家本と倉野家本が共有する祖本に由来すると考えられる。

したがって、細川家本の「追筆」は、細川家本、倉野家本、蓬左文庫本の祖本に由来するもの（追筆a）、細川家本、倉野家本の祖本に由来するもの（追筆c-3）、細川家本書写時に由来するもの（追筆b）、細川家本書写後の校正に由来するもの（追筆c-1・2）に弁別できる。特に書写後の校正については、細川家本の奥書に見える「二校」に伴う追筆である蓋然性が高い。また、追筆c-2の傍書から対校本の存在が窺え、細川幽斎は別本を所持していた可能性も指摘できる。

(3) 細川家本と諸本の「本文異同」について

次に細川家本と倉野家本、蓬左文庫本等の諸本との「本文異同」の関係を見る。

「表4」は細川家本と諸本が共有する異同で、主な脱字（1～4）や誤字等（5～27）をまとめたものである。ここでは「異同a」とする。2「×松」、3「×鹿」の脱字は、後継の写本では補訂されるため、「表4」の諸本に限られた異同である。また、誤字等の異同についても、「表4」の諸本に限られるものを示した。したがって、異同aは現存写本の共通の祖本に由来すると考えられる。このよう

な異同の存在は既に知られており、卷頭の国総記⁵「一百歩」、6「七十三里卅二

※ ×：脱字、「」：傍書、『』：前字に対する重書、下表も同じ。

行番号	郡名	条名	細川家本 (1597)	倉野家本	小栗家本 (1769)	蓬左文庫本	日御崎神社本 (1634)
1	210	意宇	郡司	出雲×	出雲×	出雲×	出雲×『臣』
2	433	秋鹿	雜物	×松	×松	×松	×「海」松
3	493a	楯縫	自毛埼	×鹿	×鹿	秋鹿	×「秋」鹿
4	635	出雲	郡司	×部臣	×部臣	×部臣	×部臣
5	110	意宇	舍人郷	倉舍人君亦	倉舍人君亦	倉舍人君等	倉舍人君亦
6	211	意宇	郡司	外少祠位上	外少祠位上	外少祠位上	外少祠『初』位上
7	319	島根	小島	二百冊歩	二百冊歩	二百冊歩	二百冊歩
8	341 b	島根	葛島	茅葦	茅葦	茅葦	茅葦
9	358	島根	郡司	外從一位上	外從一位上	外從一位上	外從一『六』位上
10	359	島根	郡司	從一位下	從一位下	從一位下	從一『六』位下
11	379①	秋鹿	大野郷	壬失	壬失	亡矣	壬失
12	379②	秋鹿	大野郷	六失	六失	亡矣	六失
13	397	秋鹿	都勢野	茅	茅	茅	茅
14	489	楯縫	麻奈加比池	地	地	地	地『池』
15	491	楯縫	長田池	地	地	地	地『池』
16	503	楯縫	郡司	外位七位下	外位七位下	外從七位下	外位『從』七位下
17	503	楯縫	郡司	勲東	勲東	勲東『業』	勲東『業』
18	504	楯縫	郡司	勲東	勲東	勲東『業』	勲東『業』
19	659	神門	八野郷	一千五歩	一千五歩	一千×歩	一千『十』×歩
20	729	神門	通道	冊六里	冊六里	冊六里	冊六里
21	750	飯石	三屋郷	右	右	処「居」	右「在」
22	801	飯石	通道	推買	推買	堆買	堆買『権置』
23	863	仁多	通道	易女志少	易女志少	易「男」女志「老」少	『男』女『老』少
24	925	大原	城名樋山	故三	故三	故三「云欵」	故三『云』
25	944	大原	屋代小川	×土	×土『出』	×出	×土『出』
26	957a	巻末	通道	後八十歩	後八十歩	後八十歩	後八十歩
27	957b	巻末	通道	後船一	後船一	後『渡』船一	後『渡』船一

歩」、7 「得而難可誤」の三行も本来の本文ではなく、共通の祖本における竄入とされ、改行や空格にも同様に捉えられるものがある。そのため、現存写本から原本の本文を考える上では、最古段階の写本といえども、脱字や誤字が既に含まれることを念頭に置かなければならない。

異同 a で注目したいのは、楷書または楷書風の書体の異同の共有である。これらは、共通の祖本において、草書を誤読し異なる文字を楷書で記したことに由来すると考えられる。例えば 16 「外位七位下」の場合、「外従七位下」とすべきところ、細川家本や蓬左文庫本は「従」を「位」の楷書もしくはこれに近い書体で記す。これは「従」と「位」の草書の字形が近似するために生じた誤読と推定できる。さらに「表 4」では、6 「祠」(諸本「初」)、11 「壬」(諸本「亡」)、12 「六」(諸本「亡」)、14・15 「地」(諸本「池」)、19 「千」(諸本「十」)、21 「右」(諸本「在」)、22 「推買」(諸本「權置」)、24 「三」(諸本「云」) 等も、文意や草書の字形の類似からして同様の誤読とみられる。

「表 4」の異同の他にも、意宇郡郡名条で頻出する「而」字について、細川家本や蓬左文庫本等は一致して同一箇所の文字を「与」と誤読し楷書で記す。したがって、この事例から、これらの誤読には同一の祖本の書写時に由来するものがあることを窺わせる。

現存写本の祖本の書体について、加藤義成氏は「極度に崩された草書系の写本」と指摘⁽²⁰⁾、これを継承した廣岡義隆氏は、「その草体字を誤認した文字を多く見かけるのが倉野家本や細川家本であり、草書判読の少しは正確かと見られるのが蓬左文庫本・日御碕神社本である」とする⁽²¹⁾。両氏ともに祖本は草書で記されたとし、廣岡氏は、現存写本に最も近い祖本まで草書で記されたと認識しているようである。

ところが異同 a には、草書を誤読して楷書で異なる文字を記したものがあり、これを細川家本、倉野家本、蓬左文庫本等が共有する。つまり、現存写本の祖本が草書系の写本とみられることは首肯できるが、細川家本や諸本に近い祖本では楷書

を指向する書写が行われたと見るべきであろう。したがって、楷書と草書が混在する細川家本や倉野家本が、このような祖本の様相を残していると言えるのではないかろうか。

「表 5」は細川家本、倉野家本と蓬左文庫本との異同で、草書で記された同一の文字を、それぞれの祖本が異なる文字に判読したと推定できるものである。これらの異同を「異同 b」とする。3 「杖／枝」、17 「密／蜜」、28 「浦／補」、30 「鮎／鮎」、38 「白／自」、58 「出／於」、64 「上／止」、66 「日／四」等、判読が分かれると考えられる。例えば 16 「外位七位下」の場合、「外従七位下」とすべきところ、細川家本や蓬左文庫本は「従」を「位」の楷書もしくはこれに近い書体で記す。これは「従」と「位」の草書の字形が近似するために生じた誤読と推定できる。さらに「表 4」では、6 「祠」(諸本「初」)、11 「壬」(諸本「亡」)、12 「六」(諸本「亡」)、14・15 「地」(諸本「池」)、19 「千」(諸本「十」)、21 「右」(諸本「在」)、22 「推買」(諸本「權置」)、24 「三」(諸本「云」) 等も、文意や草書の字形の類似からして同様の誤読とみられる。

「表 4」の異同の他にも、意宇郡郡名条で頻出する「而」字について、細川家本や蓬左文庫本等は一致して同一箇所の文字を「与」と誤読し楷書で記す。したがって、この事例から、これらの誤読には同一の祖本の書写時に由来するものがあることを窺わせる。

現存写本の祖本の書体について、加藤義成氏は「極度に崩された草書系の写本」と指摘⁽²⁰⁾、これを継承した廣岡義隆氏は、「その草体字を誤認した文字を多く見かけるのが倉野家本や細川家本であり、草書判読の少しは正確かと見られるのが蓬左文庫本・日御碕神社本である」とする⁽²¹⁾。両氏ともに祖本は草書で記されたとし、廣岡氏は、現存写本に最も近い祖本まで草書で記されたと認識しているようである。

ところが異同 a には、草書を誤読して楷書で異なる文字を記したものがあり、これを細川家本、倉野家本、蓬左文庫本等が共有する。つまり、現存写本の祖本が草書系の写本とみられることには首肯できるが、細川家本や諸本に近い祖本では楷書

を指向する書写が行われたと見るべきであろう。したがって、楷書と草書が混在する細川家本や倉野家本が、このような祖本の様相を残していると言えるのではないかろうか。

「表 5」は細川家本、倉野家本と蓬左文庫本との異同で、草書で記された同一の文字を、それぞれの祖本が異なる文字に判読したと推定できるものである。これらの異同を「異同 b」とする。3 「杖／枝」、17 「密／蜜」、28 「浦／補」、30 「鮎／鮎」、38 「白／自」、58 「出／於」、64 「上／止」、66 「日／四」等、判読が分かれると考えられる。例えば 16 「外位七位下」の場合、「外従七位下」とすべきところ、細川家本や蓬左文庫本は「従」を「位」の楷書もしくはこれに近い書体で記す。これは「従」と「位」の草書の字形が近似するために生じた誤読と推定できる。さらに「表 4」では、6 「祠」(諸本「初」)、11 「壬」(諸本「亡」)、12 「六」(諸本「亡」)、14・15 「地」(諸本「池」)、19 「千」(諸本「十」)、21 「右」(諸本「在」)、22 「推買」(諸本「權置」)、24 「三」(諸本「云」) 等も、文意や草書の字形の類似からして同様の誤読とみられる。

「表 4」の異同の他にも、意宇郡郡名条で頻出する「而」字について、細川家本や蓬左文庫本等は一致して同一箇所の文字を「与」と誤読し楷書で記す。したがって、この事例から、これらの誤読には同一の祖本の書写時に由来するものがあることを窺わせる。

現存写本の祖本の書体について、加藤義成氏は「極度に崩された草書系の写本」と指摘⁽²⁰⁾、これを継承した廣岡義隆氏は、「その草体字を誤認した文字を多く見かけるのが倉野家本や細川家本であり、草書判読の少しは正確かと見られるのが蓬左文庫本・日御碕神社本である」とする⁽²¹⁾。両氏ともに祖本は草書で記されたとし、廣岡氏は、現存写本に最も近い祖本まで草書で記されたと認識しているようである。

ところが異同 a には、草書を誤読して楷書で異なる文字を記したものがあり、これを細川家本、倉野家本、蓬左文庫本等が共有する。つまり、現存写本の祖本が草書系の写本とみられることには首肯できるが、細川家本や諸本に近い祖本では楷書

次に、「表 6」は細川家本と諸本(「異同 c」)、「表 7」は倉野家本と諸本(「異同

表5

	行番号	郡名	条名	細川家本 (1597)	倉野家本	蓬左文庫本	日御碕神社本 (1634)	備考
1	11	国	総記	芳×雲	芳×雲	号出雲	号出雲	芳/号
2	60	意宇	郡名	穂振列	穂振列	穂振別	穂振別	列/別
3	74	意宇	郡名	御杖	御杖	御枝	御枝	杖/枝
4	101	意宇	安来郷	説	説	訖	訖	説/訖
5	103 b	意宇	安来郷	主	至	至	至	主/至
6	185	意宇	禽獸	主繫金	主繫金	至繁多	至繁多	主/至
7	190 b	意宇	飯梨河	件具比	件具比	伊具比	伊具比	件/伊
8	196	意宇	来待川	主	主	至	至	主/至
9	225	島根	郡名	謚	謚	詔	詔	謚/詔
10	248	島根	千酌駅	伊差奈松	伊差奈松	伊差奈枳	伊差奈枳	松/枳
11	262 a	島根	水草河	八十々	八十々	八十步	八十步	十々/歩
12	262 b	島根	水草河	六十尤	六十尤	六十步	六十步	尤/歩
13	262 b	島根	水草河	毛志心々	毛志心々	毛志山々	毛志山々	心/山
14	269	島根	法吉坡	法吉波「坡」	法吉波	法吉陂	法吉陂	波/陂
15	282	島根	邑美冷水	彼	彼	陂	陂	彼/陂
16	284	島根	前原埼	波「陂」之南	波之南	陂之南	陂之南	波/陂
17	339 b	島根	加賀神崎	密	密	蜜	蜜	密/蜜
18	355	島根	通道	漣	漣	湊	湊	漣/湊
19	359	島根	郡司	勲秉「業欵」	勲秉「業欵」	勲業	勲業	秉/業
20	377	秋鹿	大野郷	和加布郡「都」努志	和加布郡「都」努志	和加布都努志	和加布都努志	郡/都
21	384	秋鹿	神戸里	意季	意季	意字	意字	季/字
22	391	秋鹿	神名火山	神名火山	神名火山	神名大山	神名大山	火/大
23	404	秋鹿	佐太河	佐太水海	佐太水海	佐天水海	佐天水海	太/大
24	412	秋鹿	惠曇陂	在	在	有	有	在/有
25	414	秋鹿	惠曇陂	主	主	至	至	主/至
26	419	秋鹿	禽獸	鶴	鶴	鴻	鴻	鶴/鴻
27	419	秋鹿	禽獸	鴉〔〕	鴉	嶋	嶋	鴉/鴉
28	421	秋鹿	惠曇浜	浦	補「浦(加筆?)」	補	補	浦/補
29	429	秋鹿	惠曇浜	罿	罿	崔	崔	罿/崔
30	432	秋鹿	雜物	鯈	鯈	鮎	鮎	鯈/鮎
31	450	楯縫	郡名	主今	主今	至今	至今	主/至
32	459	楯縫	玖潭郷	林不見	林不見	並不見	並不見	林/並
33	460	楯縫	玖潭郷	謚	謚	詔	詔	謚/詔
34	489	楯縫	宇加川	見棕山	見棕山	見掠山	見掠山	棕/掠
35	513	出雲	総記	美漆郷	美漆郷	美談郷	美談郷	漆/談
36	516	出雲	郡名	方	方	号	号	方/号
37	518	出雲	健郡郷	被神	被神	彼神	彼神	被/彼
38	522	出雲	健郡郷	白	白	自	自	白/自
39	568	出雲	神社	目御崎ノ社	目御崎ノ社	同御崎社	同御崎社	目/同
40	598	出雲	出雲大川	農渡	農渡	豊渡	豊渡	農/豊
41	612	出雲	意保美浜	一百廿失	一百廿失	一百廿步	一百廿步	失/歩
42	616	出雲	爾比埼	姓來	姓來	往来	往来	姓/往
43	620	出雲	等々島	有贊石花	有贊石花	有鬚石花	有鬚石花	贊/鬚
44	620	出雲	径聞埼	長三十失	長三十失	長三十歩	長三十歩	失/歩
45	631	出雲	通道	二百廿失	二百廿失	二百廿步	二百廿步	失/歩
46	650	神門	郡名	芳	芳	号	号	芳/号
47	665	神門	古志郷	伊幣弥	伊幣弥	伊斐弥	伊斐弥	幣/斐
48	682	神門	新造院	不立	木立	本立	本立	不/本
49	742	飯石	総記	引皇參	引皇參	別里參	別里參	引皇/別里
50	744	飯石	総記	郷刑	郷刑	郷別	郷別	刑/別
51	756	飯石	須佐郷	須佐能裳	須佐能裳	須佐能表	須佐能表	裳/表
52	812	仁多	郡名	非太	非太	非大	非大	太/大
53	818	仁多	三津郷	太穴時命	太穴時命	大穴持命	大穴持命	太/大
54	818	仁多	三津郷	柵子	柵子	御子	御子	柵/御
55	819	仁多	三津郷	阿遲須侍	阿遲須侍	阿遲須伎	阿遲須伎	侍/伎
56	822	仁多	三津郷	由	由	田	田『由』	由/田
57	824	仁多	三津郷	間給	間給	間給	間給	間/間
58	827	仁多	三津郷	治出	治出	治於	治於	出/於
59	831	仁多	横田郷	形耶長	形耶長	形聊長	形聊長	耶/聊
60	833	仁多	神社	石神祇官	石神祇官	在神祇官	在神祇官	石/在
61	866	仁多	通道	阿志毘縁山	阿志毘縁山	阿志毗綠山	阿志毗綠山	縁/綠
62	887	大原	神原郷	積買	積買	積置	積置	買/置
63	889	大原	屋代郷	契	契	梨	梨	契/梨
64	901	大原	海潮郷	押上	押上	押止	押止	上/止
65	928	大原	高麻山	麻蒔袞	麻蒔袞	麻蒔祖	麻蒔祖	袞/祖
66	957	卷末	通道	曰里	曰里	四里	四里	日/四
67	963	卷末	通道	至来	至来	至夜	至夜	来/夜

※細川家本と蓬左文庫本の異同を多く示すため、小栗家本の異同は省略した。

表 6

行番号	郡名	条名	細川家本 (1597)	倉野家本	小栗家本 (1769)	蓬左文庫本	日御碕神社本 (1634)
1	8	国	総記	認	忍	忍	思
2	76	意宇	郡名	社者	者社	者社	者社
3	92	意宇	安来郷	買濱上	買×上	買×上	買×上
4	141	意宇	忌部神戸	忌玉作	忌玉×	忌玉×	忌玉×
5	154	意宇	神社	賀豆比乃社	加豆比乃社	加豆比乃社	加豆比乃社
6	166	意宇	神社	毛祢乃上社	毛祢乃×社	毛祢乃×社	毛社乃×社
7	203	意宇	蚊島	葺日	葺日	葺日	葺日
8	228	島根	朝酌郷	吾贊	五贊	五贊	五贊
9	255	島根	毛志山	正北	×北	×北	×北
10	268	島根	加賀川	佐太水海	佐大水海	佐大水海	佐大水海
11	273 a	島根	入海	自西	自海	自海	自海
12	282	島根	前原埼	東西北	東×北	東×北	東×北
13	307	島根	大海	大海堺也	大×堺也	大×堺也	大×堺也
14	313	島根	結島門島	結嶋門嶋	結嶋門×	結嶋門×	結嶋門×
15	337 b	島根	加賀神埼	之御子	子御子	子御子	子御子
16	382	秋鹿	伊農郷	赤含	赤食	赤食	赤食
17	406	秋鹿	山田川	湯火山	湯火×	湯火×	湯火×
18	411	秋鹿	河川	並々無矣	並×無矣	並×無矣	並×無矣
19	430	秋鹿	白島	苔菜	苦菜	苦菜	苦菜
20	478	楯縫	神名樋山	御託	御侘	御侘	御侘
21	614	出雲	大前島	周二百五十五歩	周二百五十×歩	周二百五十×歩	周二百五十×歩
22	621	出雲	徑聞埼	廣三十二歩	高三廿二歩	高三十二歩	高三十二歩
23	703	神門	草木	佃辛	細辛	細辛	細辛
24	711	神門	神門川	伊且比	伊具比	伊具比	伊具比
25	745	飯石	郡名	今坐	令坐	令坐	令坐
26	749	飯石	熊谷郷	熊谷	能谷	能谷	能谷
27	780	飯石	草木	所在	所有	所有	所有
28	795	飯石	通道	河辺	川辺	川辺	川辺
29	860	仁多	比大川	玉岑山	玉峯山	玉峯山	玉峯山
30	861	仁多	湯野小川	玉岑山	玉峯山	玉峯山	玉峯山
31	863	仁多	通道	身休	身体	身体	身体
32	928	大原	高麻山	須佐能裳	須佐能表	須佐能表	須佐能表
33	935	大原	草木	佃辛	細辛	細辛	細辛

d) との異同である。田中卓氏が指摘するように、細川家本と倉野家本は近似するが異同も認められるため、両者は「祖本を共通する従兄弟又はそれに類する並列関係」と言える。⁽²³⁾ このような関係を踏まえて異同に着目すると、細川家本での書写時における誤字といえる異同がある一方で、校訂によるとみられる異同もある。「表6」2「社者」(諸本「者社」)、9「正北」(諸本「×北」)、11「自西」(諸本「自海」)、12「東西北」(諸本「東×北」)、13「大海堺也」(諸本「大×堺也」)、14「結嶋門嶋」(諸本「結嶋門×」)、17「湯火山」(諸本「湯火×」)、20「御託」(諸本「御侘」)、22「廣三十二歩」(諸本「高三十二歩」)等がこれに相当する。

異同cについて、諸本の字句はほぼ共通することから、現存写本の祖本も諸本に準じると考えられる。つまり異同cの校訂に関わる字句は、倉野家本との祖本から分化した細川家本の祖本、あるいは細川家本そのものにおける校訂に伴う蓋然性が高いと考える。そうした観点から、12「東西北」(諸本「東×北」)を見ると、その字句が含まれる条文中の「三辺」に対応させて「西」を補ったと推測され、文意を解した校訂と解される。また、3「歛買濱上」(諸本「歛買×上」)については、「濱」字を加えることで、和爾に傷つけられた語臣猪麻呂の娘を歛め置く場を明確にする意図が窺える。さらに、4「忌玉作」(諸本「忌玉」)についても同様に捉えられる。諸本は「忌玉」で文を終えて全体的な文意が通じない形となるため、細川家本の特徴として認知されているとは言い難い。すなわち、細川家本の異同cの多くは祖本に基づくものではない蓋然性が高いの

表 7

	行番号	郡名	条名	細川家本 (1597)	倉野家本	小栗家本 (1769)	蓬左文庫本	日御碕神社本 (1634)
1	55	意宇	郡名	支豆支	与豆支	與「支イ」豆支	支豆支	支豆支
2	59	意宇	郡名	大魚	×魚	大魚	大魚	大魚
3	86	意宇	楯縫郷	縫直	×直	縫直	縫直	縫直
4	330	島根	付島	薺頭蒿	薺頭×	薺頭蒿	薺頭蒿	薺頭蒿
5	337	島根	加賀神埼	位太夫神	佐太夫神	位太夫神	位太夫神	位太夫神
6	341	島根	葛島	有	×	有	有	有
7	343	島根	真島	八十歩	×十歩	八十歩	八十歩	八十歩
8	346	島根	御津浜	廣	×	廣	廣	廣
9	413	秋鹿	恵曇陂	養老元年	養老元年	養老元年	養老元年	養老元年
10	437	秋鹿	郡司	外正八位下	外正八位×	外正八位下	外正八位下	外正八位下
11	530	出雲	杵築郷	八束水臣	八束水臣	八束水臣	八束水臣	八束水臣
12	567	出雲	神社	伊自美社	伊自美社	伊自美社	伊自美社	伊自美社
13	604	出雲	意保美小河	少々	尤少也	少々	少々	少々
14	654	神門	朝山郷	娶給	娶結	娶結	娶給	娶給
15	696	神門	宇比多伎山	郷屋×	郷屋也	郷屋×	郷屋×	郷屋×
16	708	神門	神門川	源	涯	涯	源	源
17	747	飯石	熊谷郷	久志伊奈大	久志伊奈太	久志伊奈大	久志伊奈大	久志伊奈大
18	754	飯石	多祢郷	隨	墮	隨	隨	隨
19	772	飯石	琴引山	之	×	之	之	之
20	832	仁多	横田郷	雜旦	雜具	雜旦	雜旦	雜旦
21	881	大原	総記	依前用	佐前用	依前用	依前用	依前用
22	884	大原	郡名	曰大原	四大厚	曰大原	曰大原	曰大原
23	925	大原	城名樋山	代	伐	伐	代	代
24	941	大原	須我小川	源出	須出	源出	源出	源出
25	977	巻末	通道	×一道	×××	×一道	×一道	×一道
26	986	巻末	通道	黒田驛	黒×驛	黒田駅	黒田驛	黒田驛

である。

なお、倉野家本の異同 d ([表7]) には、脱字や誤字が多いことが分かる。一方で、5 「佐太夫神」(諸本「位太夫神」)、12 「伊自美社」(「伊自美社」)、18 「墮」(諸本「隨」)、20 「雜具」(諸本「雜旦」)等、校訂に基づくとみられる異同もある。これらは、『出雲風土記抄』等の補訂本系の写本と共有する異同で、特に18 「墮」は、倉野家本の校合に用いられた写本に近い群馬大学図書館本の系統の写本だけに限られる。したがって、倉野家本の本文そのものは一八世紀以降の書写の可能性がある。また、小栗家本と共有する異同も見られ、小栗家本系統の諸本の祖本が倉野家本の祖本に近いことも窺える。²⁵⁾

(4) 細川家本と諸本との系譜関係

以上、細川家本における「追筆」と「本文異同」を検討したが、それらは諸段階を経て生じたものであることを提示した。

まず、現存写本の祖本に由来する「異同a」を示した。その祖本において、古くは草書で記された段階があつたとみられ、現存写本に近い段階では楷書で記す指向があつたとみられる。「追筆a」も、この段階に由来すると考える。

そして、楷書への指向は、細川家本、倉野家本と蓬左文庫本との各祖本が成立する段階で、さらに顕著になつたと考える。その際に「異同b」が生じたとみられる。なお、蓬左文庫本の祖本では、この段階で字句の校正が行われた可能性がある。そして「追筆c-3」は、この細川家本、倉野家本の祖本に由来すると考える。

さらに、細川家本と諸本との「異同c」も認められ、倉野家本とも共有しない段階の祖本での校訂を反映させたものも含まれると指摘した。これらの校訂の時期は判然としないが、校訂した字句を本文中に加筆する異同cの所為は、本文中に脱字を書き込む追筆bと共通し、同じ書写段階に行われた可能性がある。

細川幽斎が文禄三（一五九四）年に書写した『豊後国風土記』奥書には、次のよ

うにある。

求或本遂書写校合所
有不審重尋證本可
直付者也

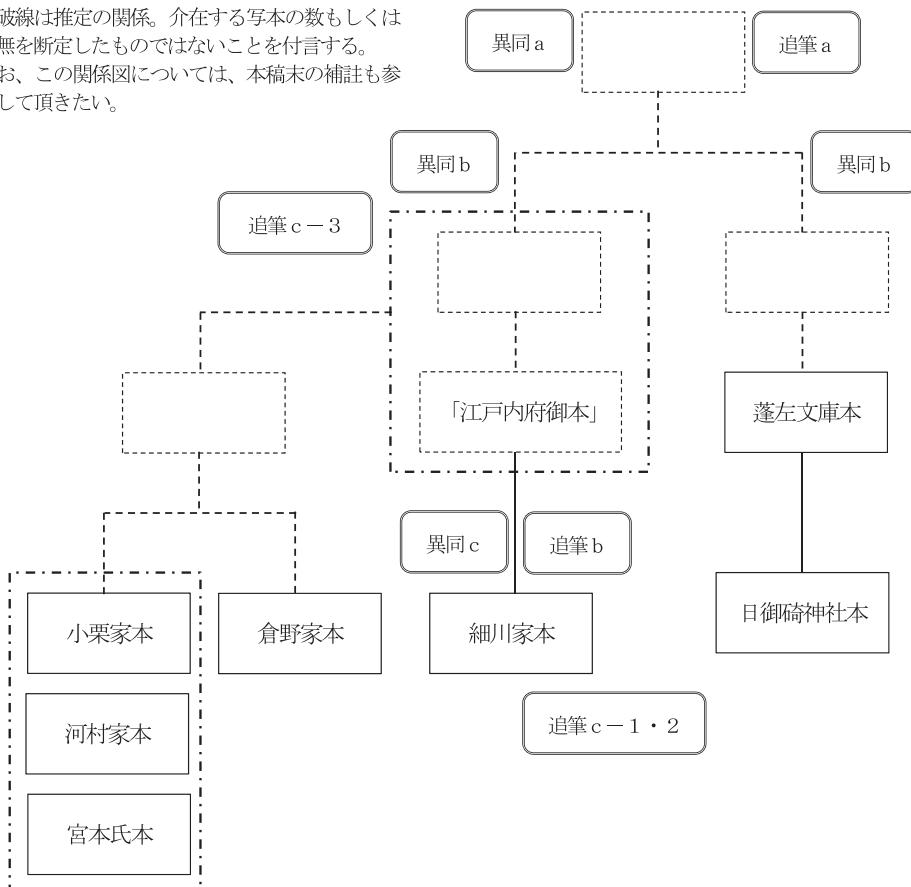
文禄三年四月五日

丹山隱士（花押）

幽斎は『豊後国風土記』書写の際に、不審な点について「證本」を重ねて尋ね、直しつけたことが分かる。つまり、校訂を行ったのである。『出雲国風土記』の細川家本の奥書には「一校」とのみあるが、追筆c-2からは対校本の存在、異同cからは校訂の可能性を指摘できる。したがって、「一校」には校訂と校合の意が含まれているのではなかろうか。

なお、異同a・追筆aに示される現存写本の祖本、異同bに示される細川家本、倉野家本と蓬左文庫本との系譜的な分化、異同c・異同dに示される細川家本と倉野家本との系譜的な分化がいつ生じたのかは明確にできない。現状においては細川家本の親本である「江戸内府御本」が起点となるが、上記の関係は近接した時期や範囲で生じたものと考える。もし全く異なる系統の写本としてそれぞれが書写されたならば、異同の関係がさらに複雑化したと推定されるが、現存写本を検討する限りでは、そのように捉えることはできない。試みに本稿で検討した「追筆」「異同」から推定できる系譜関係を示しておく。

※破線は推定の関係。介在する写本の数もしくは有無を断定したものではないことを付言する。
なお、この関係図については、本稿末の補註も参考して頂きたい。



二 日御崎神社本と出雲図書館本について

(1) 日御崎神社本に関する先行研究と課題

次に、日御崎神社本と出雲図書館本について考える。

日御崎神社本は、寛永十一（一六三四）年に尾張藩主・徳川義直が日御崎神社へ寄進した写本である。一部に異同はあるが、前出の蓬左文庫本を親本とし、その親本とは、返点や音合符・訓合符などの符号、仮名が付くことが異なる。現存写本の大部分は符号や仮名を付しており、日御崎神社本を起点にする系譜上の写本と捉えられる。なお、日御崎神社本の写本的特徴は、廣岡義隆氏の研究に詳しい。⁽²⁶⁾

廣岡氏の研究で注目されるのは、本文に対する抹消や加筆の跡を「修訂A」、「修訂D」に分類し、その歴史的過程にも言及したことである。修訂Aは、本文を刀子や水消しで抹消し校訂字を書き込む例で、尾張で書写した際のものとする。また、重ね書きで校訂するのが修訂Bで、出雲でのごく初期のものとする。そして、後人による加筆の補訂を修訂C、修訂Aとは異なる刀子による抹消を修訂Dとし、出雲での後時のものとした。さらに、これらの修訂から、符号や仮名の書き込みも出雲で行われたとする。

廣岡氏の分類は興味深いが、上記の修訂と日御崎神社本の後継本⁽²⁷⁾の異同との対応関係を見ると、修訂Aは後継本に継承されるが、修訂B～Dには継承されるものと、されないものが混在する。例えば、仁多郡三沢郷条822の「田」を「由」とする校訂について、廣岡氏はこれを修訂Bとする。『出雲風土記抄』が「田」とするため、同書を校訂前の日御崎神社本に由来すると指摘したが、後継本も「田」として校訂を継承しない。むしろ、現存写本で「由」とする写本は、ほとんどないのである。

一方で、修訂Dとした神門郡八野郷条659の「千」を「十」とする校訂は、後継本が継承する。したがって、廣岡氏による修訂の弁別やその時期・場の推定には疑義を呈さざるを得ない。このような問題意識の上で、本稿では日御崎神社本の書写をめ

ぐる歴史的背景を考え、校訂あるいは符号や仮名の書き込みについて言及したい。

また、筆者は別稿で日御崎神社本系統の写本が伊勢を通して出雲に流布したと指摘したが⁽²⁸⁾、その論拠となり得る写本・出雲図書館本を紹介し、近世における伊勢と出雲の写本の関係性について付言する。

(2) 日御崎神社本寄進の歴史的背景

日御崎神社本寄進の背景を知る手掛かりとなるのが、その奥書である。

日本風土記六十六卷今纏
存出雲国記一冊而已是神
國之徵兆也依為當國之靈
物奉寄進日御崎社者也

寛永十一年秋七月日

從一位行權大納言

源朝臣義直（花押）

「日本風土記六十六卷」のうち『出雲国風土記』が一冊だけ残ることは、出雲が「神國」である徵兆とし、『出雲国風土記』は「當國（出雲国）之靈物」であるため寄進すると記す。つまり、義直は『出雲国風土記』を出雲国の象徴と捉えていたことを分かる。

また、寄進の歴史的背景には、同社の寛永の社殿造営と、これに尽力した同社別当の恵光院慶雄（一五七三～一六五二）の動向が注目される。

慶雄は造営嘆願のため、慶長十二（一六〇七）年から約三〇年間、出雲と駿府や江戸とを往復し続け、造営の承認を得た。⁽³⁰⁾ 出雲大社上官佐草白清の「雜事隨筆」には「寛永十一年甲戌三月十九日於執權土井大炊頭利勝亭 公方家光公上位ニ被優

社僧順式三十年在府之勲勞、造営之事被仰出、順式拝舞⁽³¹⁾とあり、造営承認の日の記載がある。日御崎神社本の寄進は、この造営承認の四か月後に相当する。寄進については、寛永十二年の造営開始との関係で捉えられることが多いが、直接的にはこの承認に関わると考えべきだろう。

そして、寄進に慶雄が関わったことは、慶安三（一六五〇）年に慶雄が恵光院所の尊像類や典籍等をまとめた目録「慶安三年三月三日恵光院常住物目録 一冊」の「神書、歌書等」の項に、「一、当國風土記一巻、尾張国守大納言殿外題奥書御自筆御判被遊、慶雄被下也、当社重宝也」と記されることから窺える。⁽³²⁾「慶雄被下也」とあり、慶雄への下賜と認識していたことが分かる。

その上で、寄進をしたのが徳川義直であった背景には、慶雄と林羅山との関係があつたとみられる。羅山は造営に際しての慶雄の功績を称える銘文を記した鐘を日御崎神社へ寄進し、新井大祐氏は、日御崎神社に慶雄と羅山の深い交友関係を示唆する文書が残ることから、鐘銘の寄進は両者の関係を背景にしたものとする。また、先掲の慶安三年目録に列記された書物の旧蔵者からも、江戸滞在中の慶雄を庇護した羅山との交友関係が窺えるとする。⁽³³⁾

次いで羅山と義直の関係を見ると、義直は羅山に師事して儒学や漢学を学び、他方、羅山は寛永九（一六三二）年に上野忍岡の家塾邸内で孔子廟「先聖殿」建設を企図した際、義直から資金援助を受けており、両者間の交友関係も窺える。したがって、義直による寄進は羅山を通したものと考えられる。後述するように、当時、羅山の手元に『出雲国風土記』は無かつたとみられ、羅山は写本を所持していた義直を慶雄に引き合わせた可能性もある。

それを窺わせるのが、正保三（一六四六）年に義直が著した『神祇宝典』の記載である。同書は全国の主要な神社を国郡別に列挙し、その祭神等を考証したものである。卷七「出雲国」では、「御崎神社」について祭神を「大己貴神也」とし、「西下所謂所造天下大神之社坐也」の一節を含む『出雲国風土記』出雲郡出雲御崎山条

を引用する。一方、「杵築大社」については、『日本書紀』『釈日本紀』等を引用し「天日隅宮」の諸説を記すが、『出雲国風土記』は引用しない。すなわち、義直の『神祇宝典』では、『出雲国風土記』の「所造天下大神之社」を日御崎神社に比定するのである。そして、これと同様の見解は慶雄も持っていたようである。

寛文七（一六六七）年の佐草自清「御造営日記」⁽³⁴⁾には、慶雄が「日隅宮ハ日御崎之事と被申」たとあり、慶雄が天日隅宮を日御崎神社に比定する見解をもつていたことを窺わせる。近世初期と推定される「日御崎両本社并社司遠祖之事」⁽³⁵⁾では、「社記曰、当社者大倭国乾之極境也。於當國亦然也。陰陽至極之境而、万物起元之靈地也。素盞鳴尊生于陰國。故雖為陽神也。今所宰治又極陰之地也。是以功事畢。以此地為幽宮者也。〈隱丘之有／神秘矣〉又曰、根國者子国也。謂万物根元之国儀也。」と記し、日御崎神社を「陰陽至極之境」として万物起元の靈地とする。慶長十三（一六〇八）年「国造北島広孝覚書案」⁽³⁶⁾では「当社者陰神而在乾ニ神宮也、号日隅宮」と記し、右の日御崎神社の「社記」は、出雲大社における陰陽論に基づく天日隅宮を意識して唱えられたかのようである。すなわち、この「社記」は慶雄が関与した可能性があるのでなかろうか。

したがって、義直と慶雄との間で、日御崎神社を「所造天下大神之社」あるいは「天日隅宮」に比定する認識を共有していたと考えられる。ただし、義直の『神祇宝典』では杵築大社を「天日隅宮」に比定することから、「御崎神社」の記載は、義直が慶雄の見解を部分的に受容した帰結と言えるのではないか。このような義直と慶雄の関係に基づいたのが、日御崎神社への『出雲国風土記』の寄進と考えられる。その寄進は、社殿造営の承認に対する慶雄への祝賀とともに、日御崎神社が「神國之徵兆」たる「靈物」を納めるのに相応しい神社であることを示したい慶雄の意向が働いたものと言えるのではないか。

(3) 寄進後の日御碕神社本の動向

寄進後の日御碕神社本が、どのように扱われたのかということは判然としない。

しかしながら、日御碕神社本への加筆を窺わせるものとして、次の史料がある。

「(年不詳) 正月十四日林道春自筆書状」と題する、林羅山から慶雄(順式)に宛てた文書³⁷である。文中の「風土記」とは、慶雄所持の「風土記」が日御碕神社本のみであるため、同本を示唆する蓋然性が高い。羅山は寛永六(一六二九)年に「民部卿法印」に任じられており、同年以降のものと言える。別稿でも紹介した史料であるが、再掲しておく。

尚々此本一冊入箱、只今

返進申候、 以上

改年之吉慶日出度申納候、

先日者早々御尋忝候、他出
不能面談残念之至ニ候、仍而

御説候風土記推量ニ加点

間只今持セ返進申候、慥ニ御

請取可有之候、誤字落字

并書損之所多見し申候べく候、

無別本ニ付不能校合不及

是非候、仮名之違も可有之候歟、

不合点之所残申候、恐惶謹言

正月十四日 (花押)

民部卿法印

順式老 (御房) 道春

近世前期における『出雲国風土記』写本の系譜
—細川家本と出雲図書館本—

(4) 出雲図書館本と出雲に流布する伊勢系の写本

別稿で指摘したように、日御碕神社本の後継本で、近世初頭、すなわち一六五〇年代までに書写された写本の多くは、林羅山の門弟や交友関係のある人々に流布した。それらの祖本は、慶雄が羅山に校正を依頼した際に書写された日御碕神社本の

慶雄が羅山の許へ年始の挨拶に尋ねた際、自身が不在であったことを詫び、「風土記」を返却する旨が記されている。そして、羅山は借用した「風土記」について、「誤字落字并書損之所多見し」とし、「推量ニ加点」するが、「別本」が無く校合できなため「仮名之違も可有之候歟」とする。つまり、羅山は「風土記」に訓点や仮名を施したことが窺える。

すなわち、この「風土記」とは、白文の日御碕神社本そのものであったと言え、その特徴である符号や仮名の補入は、羅山によって行われたと考えられる。また、羅山は「誤字落字并書損」に対して補訂を行った可能性もある。廣岡氏による分類の修訂B→Dの大半がこれに相当するのではなかろうか。慶安三年目録に「当社重宝也」とされた写本であるからこそ、慶雄は交友の深い羅山へ校正を依頼したと考えられる。

承応元(一六五二)年、慶雄は没し、恵光院には学雄が入る。そして、元禄七(一六九四)年の佐草自清『雑事隨筆』には、「恵光院為無住荒廃、此頃者為客館而耳」とあり、慶雄に下された日御碕神社本をめぐる環境は変化したと考えられる。

別稿で検討したように、延宝五(一六七七)年の年紀をもつ高野宮本には日御碕神社本の奥書が補入され、天和三(一六八三)年の『出雲風土記抄』にも日御碕神社本と共有する異同がわずかに認められる。日御碕神社本からの直接的な系譜上にある写本(白井氏本、光貞氏本)も確認できることから、慶雄の没後、日御碕神社本は閲覧あるいは転写に供されたと考えられる。³⁸

転写本とみられる。⁽⁴⁰⁾ そして、その一部が伊勢へと伝わり、後に出雲へ伝えられたようである。⁽⁴¹⁾ こうした関係は、主に写本間の本文異同の関係と書写年代あるいは旧蔵者の生存年代から類推したものであるが、本稿では、出雲に流布した写本が伊勢に由来することを改めて示唆する写本を紹介しておきたい。

その写本とは、出雲市立中央図書館所蔵『出雲国風土記』（「出雲図書館本」）¹⁷で、その概要は次の通りである。

袋綴一冊。外題「出雲風土記 全」（表紙左・直〈朱〉）。遊紙なし。墨付六五丁。半丁あたり八行一八字前後。蔵書印、奥書なし。表表紙見返しに墨書。冒頭から島根郡加賀郷条（16丁オ）まで、地名や人名、神名等に朱線が施される。本写本もいわゆる「脱落本」の一つである。

書き込みについては、本文と同筆のものに、島根郡総記215（14丁ウ）で「山口郷」に対する頭注「古老曰今東西河津西尾三所古ノ山口郷也」が記される。また、島根郡朝酌促戸条273に『玉篇』引用の頭注（18丁ウ）、島根郡堀堵島条287に『本草綱目』引用の頭注（19丁オ）、出雲郡健郡郷条520に頭注「景行」（35丁オ）がある。

右の書き込みのうち、島根郡総記の頭注がオリジナルのものである。『出雲風土記抄』島根郡山口郷条の鈔文には、「方路正當今東川津村、加於西川津、川原、西尾之三所、以為山口郷也」とあり、『出雲風土記抄』に基づく記載ではない。『懐橘談』や『雲陽誌』にも関連する記載はない。この書き込みで注目できるのは東河津の地名で、慶長七（一六〇二）年の検地帳（広島大学蔵）を初見とするが、宝暦二（一七五二）年の検地帳（広島大学蔵）には「東下川津」とあり、東川津は上下に分村する。⁽⁴²⁾ 享保二（一七一七）年の『雲陽誌』でも既に「西川津」「上川津」「下東川津」の項目立てとなつており、右の書き込みが分村前の表記とすると、少なくとも一八世纪初め以前の書写と推定できる。

また、本文と別筆で、島根郡加賀郷条²⁴と同郡神社条²⁵に関する書き込み（16丁ウ・17丁オ）があり、島根郡加賀郷条には「加賀郷、郡家北西二十四里一百六十步、佐

加地賣□〔命カ〕「　」屋哉詔、金口以射給時光加加明也、故云加加」と記され、⁽⁴³⁾ 秋鹿郡恵曇陂条412（28丁オ）には傍書で「此四字衍文或錯簡缺」とある。加賀郷条の一部（「佐太神所坐也、御祖神魂命御子、支」）の脱落や秋鹿郡恵曇陂条の傍書は、『出雲風土記抄』の古代出雲歴史博物館本や桑原本家ではなく、元禄十三（一七〇〇）年書写の勝部氏本と一致する。したがって、別筆の書き込みは少なくとも同年以降のもので、勝部氏本系の『出雲風土記抄』によることが分かる。

次に、本文異同を通して、出雲図書館本と諸本との系譜関係を考える。「表8」は、細川家本、日御崎神社本、榎原家本、中川氏本、中島家（文化三）本、郷原家本、藤間氏本、『出雲風土記抄』との対校表である。

細川家本、日御崎神社本については、本稿で先述した。榎原家本は榎原忠次（一六〇五～一六六五）旧蔵本。⁽⁴⁴⁾ 島根県古代文化センター本の親本で、寛文二（一六六二）年に伊勢外宮の中西信慶が所持した春木文庫本の祖本と考えられる。⁽⁴⁵⁾ 中川氏本は、伊勢内宮祢宜となる中川経晃が寛文四年に書写した写本。⁽⁴⁶⁾ 中島家（文化三）本は、松江藩士野間元重所蔵本を文化三（一八〇六）年に同藩士中嶋佐仲が書写した写本。⁽⁴⁷⁾ 郷原家本は、「岸崎佐久次照時正本」と奥書にあることから、岸崎自筆の手写本と評される。⁽⁴⁸⁾ 別稿の検討では、郷原家本、中島家（文化三）本と伊勢の中川氏本との関係性を指摘した。⁽⁴⁹⁾ また、藤間氏本は出雲大社千家国造方の近習と推定される藤間半太夫所持の正徳五（一七一五）年書写本を、渡部保良が享保十八（一七三三）年に模写した写本。⁽⁵⁰⁾ 『出雲風土記抄』は天和三（一六八三）年に前出の岸崎佐久次が著した注釈書。⁽⁵¹⁾

「表8」の異同関係を一見して分かるように、出雲図書館本は伊勢の中川氏本と多くの誤字脱字を共有し、両写本が近い関係にあることが分かる。「表8」1～19は、両写本が日御崎神社本・郷原家本の系譜上にあることを示す。⁽⁵²⁾

その上で出雲の諸本との関係を見ると、31～67が、中川氏本、出雲図書館本と中島家（文化三）本、郷原家本で共有する異同である。同時に、50～67は、藤間氏本、

近世前期における『出雲国風土記』写本の系譜

一細川家本と出雲図書館本一

表 8

行番号	郡名	条名	細川家本 (1597)	日御碕神社本 (1634)	榎原家本 (~1665)	中川氏本 (1664)	出雲図書館本	中島家本 (1806)	郷原家本	藤間氏本 (1715)	風土記抄本 (1683)
1	103 a 意宇	安来郷	安東郷	安東郷	安東郷	安東郷	安東郷	安來郷	安來郷	安來郷	安來郷
2	217 島根	総記	平「手歛」染郷	平「手歛」染郷	平「手歛」染郷	平「手歛」染郷	平「手歛」染郷	手染郷	手染郷	手染郷	手染郷
3	524 出雲	漆治郷	漆治郷	漆治郷	漆治郷	漆治郷	漆治「沼」郷	漆沼郷	漆沼郷	漆沼郷	漆沼郷
4	709 神門	須佐三	須佐三	須佐三	須佐三	須佐三	須佐三「郷也」	須佐三郷	須佐三郷	須佐三郷	須佐三郷
5	778 飯石	城恒野	×家	×家	×家	×家	×家	郡家	郡家	郡家	郡家
6	857 仁多	阿伊川	斐×	斐×	斐×	斐×	斐×	斐伊	斐伊	斐伊	斐伊
7	579 出雲	神社	伊尔波社	伊尔波×	伊尔波×	伊尔波×	伊尔波×	伊尔社	伊尔社	伊尔社	伊尔社
8	164 意宇	神社	速玉	速玉	速玉	速玉	速玉「王也」	速玉	速玉	速玉	速玉
9	996 卷末	烽	意宇	意宇	高宇	高宇	高宇	意宇	意宇	意宇	意宇
10	897 大原	阿用郷	而	而	勿	勿	勿	勿	勿	而	而
11	258 島根	草木	苦參	苦參	××【草冠】	××	××「苦参イ」	××	苦参	××	苦辛
12	165 a 意宇	神宇	卅八所	卅八所	廿八所	廿八所	卅八所	廿八所	四十八所	四十八所	四十八所
13	467 梢縫	神社	乃利斯社	乃利斯社	乃利斯×	乃利斯×	乃利斯×	乃利斯社	乃利斯社	乃利斯×	乃利斯社
14	717 神門	神門水海	裏	裡	裡	裡	裡	裡	裡	裡	裡
15	18 国	総記	神戸參漆	神戸參漆	神戸參〔〕	神戸參「漆イ」	神戸參「漆イ」	神戸參	神戸參	神戸參	神戸〈參〉
16	514 出雲	総記	里貳	里貳	×	×	×	×	里二	里二	里二
17	90 意宇	安来郷	天皇	天皇	天皇	天皇	天皇	天皇	天皇	天皇	天皇
18	90 意宇	安来郷	語臣	語臣	詔臣	詔臣	詔臣	詔臣	詔臣	詔臣	詔臣
19	903 大原	海潮郷	隅泉	隅「温歎」泉	温泉	温「隅イ」泉	温「隅イ」泉	温泉	温泉	温泉	温泉
20	49 意宇	郡名	八雲立	八雲立	八雲立	八雲立	八雲立	八雲立	八雲立	八雲立	八雲立
21	58 意宇	郡名	美国之	美国之	美国之	美国之	美国之	矣国之	矣国之	矣国之	矣国之
22	66 意宇	郡名	聞	聞	聞	門(二)	門(二)	聞	聞	聞	聞
23	85 意宇	橋縫郷	布都怒志	布都怒志	布都怒志	布都怒志	布都怒志	布都怒志	布都怒志	布都怒志	布都怒志
24	149 意宇	新造院	置君目烈	置君自烈	置君自烈	置君自烈	置君×「自イ」烈	置君×「自イ」烈	置君自烈	置君自烈	置君自烈
25	174 a 意宇	熊野山	所謂	所謂	所謂	所謂	所謂	所謂	所謂	所謂	所謂
26	214 島根	総記	駿家壹×	驛家壹×	驛家壹×	驛家壹×	驛家壹壹	驛家壹壹	驛家壹×	驛家壹×	驛家壹×
27	408 秋鹿	多太川	々海	々海	々海	々流	々流「海イ」	々海	々海	々海	々海
28	582 出雲	神社	神代社	神代社	神代社	神代社	神代社	神代社	神代社	神代社	神代社
29	700 神門	椎山	大神御柱	大神御柱	大神御柱	大神御柱	大神御稻桿	大神御稻桿	大神御稻桿	大神御稻桿	大神御稻桿
30	886 大原	神原郷	郡×	郡×	郡×	郡×	××	郡家	郡家	郡家	郡家
31	325 a 島根	稲上浜	之	之	之	之	×	之	之	之	之
32	457 梢縫	梢縫郷	二尺	二尺	三尺	尺	×尺	二尺	二尺	二尺	二尺
33	734 神門	郡司	刑ア臣	刑部臣	刑部臣	刑部臣	刑部臣	刑部臣	刑部臣	刑部臣	刑部臣
34	529 b 出雲	河内郷	四丈	四丈	四丈	四尺「丈イ」	四尺「丈イ」	四丈	四丈	四尺	四丈
35	961 卷末	通道	佐太川	佐太川	佐太川	佐太川	佐太川	佐太川	佐太川	佐太川	佐太川
36	104 意宇	山国郷	布都努志命之	布都努志命之	布都努志命之	布都努志×之	布都努志×之	布都努志×之	布都努志×之	布都努志命之	布都努志命之
37	115 意宇	山代郷	即有正倉	即有正倉	即有正倉	即有正倉	即有正倉	即有正倉	即有正倉	即有正倉	即有正倉
38	119 意宇	押志郷	即有正倉	即有正倉	即有正倉	××正倉	××正倉	××正倉	××正倉	即有正倉	即有正倉
39	175 意宇	久多美山	租	租	租	租	租	租	租	租	社
40	198 意宇	真名猪池	真名猪池	真名猪池	真名猪池	直名猪池	直名猪池	直名猪池	直名猪池	真名猪池	真名猪池
41	255 島根	毛志山	毛志山	毛志山	毛志山	毛志志	毛志志	毛志志「山共アリ」	毛志志「山」	毛志山	毛志山
42	299 a 島根	毛と多々島	海柘檻	海柘檻	海柘檻	海柘檻	海柘	海柘	海柘「櫛」	海柘檻	海柘檻
43	389 秋鹿	神社	伊努社	伊努社	伊努社	伊努社	伊努社	伊努社	伊努社	伊努社	伊努社
44	394 秋鹿	安心高野	高「膏」之腴園	膏「膏」之腴園	膏「膏」之腴園	膏「膏」之腴園	膏之腴園	膏之腴園	膏之腴園	膏之腴園	膏之腴園
45	397 秋鹿	都勢野	藤萩	藤萩	藤萩	藤	藤×	藤	藤	藤	藤萩
46	777 飯石	堀坂山	堀坂山郡家	堀坂山郡家	堀坂山郡家	××××	××××	×××××	×××××	堀坂山郡家	堀坂山郡家
47	923 大原	城名樋山	城名樋山	城名樋山	城名樋山	城名樋山	城名樋山	城名樋山	城名樋山	城名樋山	城名樋山
48	929 大原	高麻山	山岑	山岑	山岑	山岑	上岑	上岑	上岑	山「上イ」峯	上峯
49	936 大原	草木	説月	説月	説月	説月「月イ」	説月「月イ」	説日	説日	説月	説月「日イ」
50	88 意宇	飯梨郷	此處	此處	此處	此處	此處	此所	此所	此所	此處
51	108 意宇	此處	此處	此處	此處	此處	此處	此所	此所	此所	此處
52	322 島根	鳥島	一十五丈	一十五丈	一十五丈	一十五丈	一十五尺	一十五尺	一十五尺	一十五尺	一十五丈
53	369 秋鹿	恵曇郷	須作能乎	須作能乎	須作能乎	須作能乎	須作能乎	須作能乎	須作能乎	須作能乎	須作能乎
54	945 大原	屋代小川	大河	大河	大河	大河	大河	大河	大河	大河	大河
55	243 島根	加賀郷	詔故云	詔故云	詔故云	×「詔イ」故云	×故云	×故云	×故云	詔云	×故云
56	699 神門	稻山	大神	大神	大神	伏神	伏神	伏神	伏神	伏神之	伏神
57	191 意宇	筑湯川	荻山々	荻山々	荻山々	荻山×「山イ」	荻山×「山イ」	荻山×	荻山×	荻山×	荻山×
58	208 意宇	通道	國廓「務カ」	國廓「務坎」	國廓「務坎」	國務「廊」	國務「廊」	國務	國務	國務	國務
59	234 島根	手染郷	所	所	所	×	×	×	×	×	×
60	468 梢縫	神社	水 社	水 社	水 社	水神社	水神社	水神社	水神社	水神社	水神社
61	623 b 出雲	門石島	驚之柄	驚之柄	驚之柄	驚之柄	驚之柄	驚之柄	驚之柄	驚之柄	驚之柄
62	650 神門	郡名	負	負	負	貢	貢	貢	貢	貢	貢
63	706 神門	禽獸	狼・猪	狼・猪	狼・猪	猪・狼	猪・狼	猪・狼	猪・狼	猪・狼	猪・狼
64	764 飯石	神社	甲申社	申中社	申中社	田中社	田中社	田中社	田中社	田中社	田中社
65	831 仁多	横田郷	古老×云	古老×云	古老×云	右老傳云	古老傳云	古老傳云	古老傳云	古老傳云	古老傳云
66	846 仁多	恋山	上到	上到	上到	上×	上×	上×	上×	上	上
67	993 卷末	軍團	二百冊歩	二百冊歩	二百冊歩	二百冊歩	二百冊歩	二百冊歩	二百冊歩	二百冊歩	二百冊歩
68	195 意宇	来待川	来待川	来待川	来待川	×××	来得「待」川	来得川	来待川	来待川	来待川
69	599 出雲	出雲大川	土體	土體	土體	土体	土体	土体	土体	土体	土体
70	56 意宇	郡名	出雲國	出雲國	出雲國	出雲國	出雲×	出雲×	出雲×	出雲國	出雲國
71	516 出雲	如國	如国	如国	如国	如國	如國	如國	如國	如國	如國
72	696 神門	宇比多伎山	大神×也	大神×也	大神×也	大神×	大神之也	大神之也	大神之也	大神之也	大神之×
73	839 仁多	御坂山	神御門	神御門	神御門	神御門	神門	神門	神門	神門	神御門
74	347 b 島根	手結塙	卅步	卅步	卅步	卅步	廿步	廿步	廿步	廿步	二十歩
75	206 意宇	通道	嶋根郡塙	嶋根郡塙	嶋根郡塙	嶋根郡塙	嶋根×塙	嶋根×塙	嶋根×塙	嶋根×塙	嶋根×『郡』塙
76	437 秋鹿	郡司	勲業	勲業	勲業	勲業	勲業	勲業	勲業	勲業	勲業
77	532 b 出雲	杵築郷	神龜三年	神龜元年	神龜元年	神龜元年	神龜三年	神龜三年	神龜三年	神龜三年	神龜三年
78	773 飯石	琴引山	四丈尺	四丈尺	四丈尺	四丈尺	四丈×	四丈×	四丈×	四丈×	四丈×
79	94 意宇	安来郷	鋒	鋒	鋒	鋒	鋒	鋒	鋒	鋒	鋒
80	254 島根	女岳山	女岳山	女岳山	女岳山	女岳山	女岳×「山」	女岳山	女岳山	女岳山	女岳×

『出雲風土記抄』とも共に有する異同である。この異同の多くは伊勢の系譜を引く写本に限られ、伊勢と出雲の写本の親近性を窺わせる。

そして、68～80は出雲図書館本と出雲の諸本が共有する異同で、これらの異同から、前掲の中川氏本と共に有する異同は出雲図書館本を通したものであることを示唆する。これらの異同について脱字を中心に少し詳しく見ると、70「出雲×」は出雲図書館本、中島家〈文化三〉本、郷原本で共有する他、郷原本系統の金築氏本⁽⁵³⁾に限られ、71「×國」、75「嶋根×堺」は出雲図書館本、中島家〈文化三〉本、郷原本、73「神×門」は出雲図書館本、中島家〈文化三〉本、郷原本、藤間氏本に限られ、また、72「大神之也」、76「勲×」も「表8」の諸本の他には出雲に所在する写本に限られる。80「女岳×」においては、出雲図書館本と『出雲風土記抄』諸本とだけ共有する。

また、出雲図書館本と中島家〈文化三〉本、郷原本との関係を示す上で注目できるのが、秋鹿郡恵靈浜条423「磐壁」に付された割書注である。当該条は日御碕神社本からの変遷を示すものとして指摘されてきた。

〔日御碕神社本〕

二尺廣一丈
高一丈

〔中川氏本〕

磐壁一所
一所原三丈
廣一丈高八

尺一所原二丈廣一丈
尺一所原二丈
高一丈

〔出雲図書館本〕⁽⁵⁴⁾

磐壁一所
一所原三丈

丈廣一丈高八尺一所原二丈廣
一丈尺「」一所原二丈高一丈

〔中島家〈文化三〉本〕

磐壁一所
一所厚三丈廣一丈高八尺
一所厚二丈廣二丈一所厚二丈
高一丈

〔郷原本〕

磐壁一所
一所厚三丈廣一丈高八尺
一所厚三丈廣一丈一所厚二丈高一丈

当該条の検討は別稿で行つており、ここでは詳述しないが、本文「磐壁一所」に対する割書注は次第に「三所」分の記載へと変遷する。これは中川氏本に見えるように、伊勢の写本での誤写から始まったと考えられる。出雲図書館本は中川氏本の分注を整齊した形になつていて、二つ目の「一所」の広さの表記を「一丈 尺」として「尺」の前は空格とする。これは中川氏本の当該箇所「一丈尺」において、「尺」の前で行替えをするのを反映したものと言える。そして、この「尺」を脱落させた形が中島家〈文化三〉本で、さらに整えたものが郷原本となる。若干の数字の異同はあるが、この変遷は矛盾しないものと言える。

このように、出雲図書館本と中島家〈文化三〉本、郷原本とは近い関係にあることが分かる。ただし、出雲図書館本と中島家〈文化三〉本で31「×（「之」）の脱落」、32「×尺（「」）の脱落」、郷原本とは33「形部臣」を共有し、各写本との関係性が窺える。このことから、出雲図書館本を祖本に中島家〈文化三〉本と郷原本が並立する関係と考えられる。また、藤間氏本についても中島家〈文化三〉

本や郷原家本に比べると出雲図書館本との親近性はないが、限定的な異同の共有も認められ、出雲図書館本が祖本に位置する可能性がある。出雲図書館本と諸本の異同の相違は、各写本における校訂を反映したものと考える。

以上の本文異同を通した検討からすると、出雲図書館本の写本的特徴として、次の点が挙げられる。まず、伊勢の中川氏本と同系統の写本と言えることである。そして、中島家〈文化三〉本、郷原家本をはじめとする出雲の諸本とも限られた異同を共有することである。すなわち、出雲図書館本は伊勢の中川氏本と出雲の諸本との中間的な位置にある写本と位置付けられ、出雲に流布する大半の写本の祖本といい換えることもできよう。出雲図書館本には奥書がなく、来歴は判然としないが、島根郡総記²¹⁵「山口郷」頭注や出雲の諸本との関係性からすると、出雲で書写された蓋然性が高い。書写年代も明らかでないが、異同関係では郷原家本や藤間氏本等よりも先行する写本と言え、中川氏本との親近性をふまえると、一七世紀後半の書写と推定できる。

おわりに

本稿では、二冊の『出雲国風土記』の写本を中心て検討し、それぞれの位置付けと系譜関係を考えた。

まず細川家本については、慶長一（一五九七）年書写の最古の現存写本として、多くの校訂本や注釈書の底本とされてきた。しかしながら、写本としては、田中卓氏や加藤義成氏の研究が知られるのみで、なお検討すべき点があると言つてよい。本稿では、かかる細川家本について、「追筆」と「本文異同」の観点から検討し、倉野家本や蓬左文庫本等の諸本との系譜関係を提示した。また、細川家本書写時の校訂の可能性も指摘した。この点については、加藤義成氏が既に指摘されていたが、細川家本を引用した研究では留意されてこなかったようである。

また、日御碕神社本と出雲図書館本についても検討した。

日御碕神社本については、寄進の歴史的背景を検討し、訓点や仮名の書き込みは、出雲においてではなく、林羅山によるものと指摘した。出雲図書館本については、奥書や蔵書印がない写本ではあるが、本文異同の検討を通して、伊勢の中川氏本との親近性が窺え、一方で、郷原家本や中島家〈文化三〉本等の出雲で流布した諸本との関係性を確認できた。このことから、出雲図書館本は『出雲国風土記』が伊勢から出雲へ伝わった裏付けとなる写本で、近世出雲に流布する写本の祖本と言えることを提示した。

末筆ながら、出雲図書館本の調査に際してお世話になった出雲市立中央図書館の皆様に謝意を申しあげる次第です。

註

- (1) 公益財團法人永青文庫藏。影印は秋本吉徳編『出雲国風土記諸本集』(勉誠社、一九八四年)に掲載。
- (2) 出雲市立中央図書館蔵。
- (3) 個人蔵。島根県立古代出雲歴史博物館寄託。影印は『出雲国風土記諸本集』に掲載。
- (4) 名古屋市立鶴舞図書館蔵。尾張藩士河村秀穎旧蔵本。
- (5) 吉松大志「古代文化センター本の付箋の特徴」(『島根県古代文化センター本出雲国風土記』、島根県古代文化センター、一〇一四年)。
- (6) 高橋周「小栗広伴旧蔵『出雲国風土記』について—その奥書と写本系統をめぐって—」(『古文書研究』八六号、日本古文書学会、一〇一九年)。
- (7) 日御碕神社蔵。影印は『出雲国風土記諸本集』に掲載。
- (8) 名古屋市立蓬左文庫蔵。影印は廣岡義隆編『蓬左文庫本出雲國風土記影印・翻刻』(瑞書房、一〇一八年)に掲載。
- (9) 廣岡義隆「蓬左文庫本から日御碕本へ—『出雲国風土記』写本考—」(『萬葉集研究』第三六集、瑞書房、一〇一六年)。
- (10) 加藤義成「諸本概説」(同『校本 出雲国風土記』参考篇第二部、出雲国風土記研究会、一九六八年)。
- (11) 高橋周「『出雲国風土記』写本二題—郷原家本と「自清本」をめぐって—」『古代文化研究』二三号、一〇一四年)。
- (12) 本稿での各条文に付す数字は細川家本の行数。沖森卓也・佐藤信・矢嶋泉編著『出雲国風土記』(山川出版社、一〇〇五年)参照。
- (13) 田中卓「細川家本出雲国風土記の出現」(『藝林』第九卷第一号、一九五八年)。
- (14) 田中注 (13) 論文。
- (15) 廣岡義隆「蓬左文庫本『出雲国風土記』について」(『古典と歴史』五、二〇一九年)。
- (16) 高橋周「倉野氏本『出雲国風土記』の系譜」(『八雲立つ風土記の丘館報』二二二、一〇一七年)。
- (17) 「業」のくずし字は「業」と似るものが多く、「業」のくずし字のままに「業」と記した可能性がある。
- (18) 抹消符については、「追筆a」にも付けられる。倉野家本では、島根郡郡司³⁵⁹本文「業」抹消符が付され「業欝」の傍書を伴う。細川家本も同様であるが、倉野家本では他の「追筆a」には抹消符は付かない。したがって、島根郡郡司条の例からすると、抹消符は「追筆a」の段階まで遡る可能性はあるが、倉野家本等の諸本では同条の他に「追筆a」に対応する例は無く、細川家本の「追筆a」の抹消符は後次的なものと考える。
- (19) 高橋注 (16) 論文。
- (20) 加藤注 (13) 論文。
- (21) 廣岡注 (9) 論文。
- (22) 廣岡注 (9) 論文。
- (23) 田中注 (13) 論文。
- (24) 加藤注 (13) 論文。
- (25) 高橋注 (16) 論文。
- (26) 廣岡注 (9) 論文。
- (27) 日御碕神社本の後継本で、近世前期の書写と考えられるのが、榎原忠次旧蔵の榎原家本、脇坂安元旧蔵の八雲軒本等がある。高橋周「大名榎原家文庫本『出雲国風土記』と榎原忠次」(『大倉山論集』六二、大倉精神文化研究所、二〇一六年)参照。

- (28) 廣岡注 (9) 論文。
- (29) 高橋周「近世出雲における『出雲国風土記』の写本とその系譜」(『古代文化研究』二六、島根県古代文化センター、二〇一八年)。
- (30) 新井大祐「近世初頭における日御崎神社点描—別当恵光院順式の活動と寛永の造営、そして林羅山との交流に至る—」(『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』二、二〇〇八年)。
- (31) 国学院大学河野博士記念室蔵。『旧島根県史編纂資料 近世筆写編』二七。
- (32) 新井注 (30) 論文。
- (33) 新井注 (30) 論文。
- (34) 佐草家文書。
- (35) 『神道大系』神社編三六(神道大系編纂会、一九八三年)。
- (36) 『出雲国造家文書』(清文堂、一九九三年)
- (37) 新井注 (30) 論文。
- (38) 廣岡注 (9) 論文。
- (39) 高橋注 (29) 論文。
- (40) 高橋注 (27) 論文。
- (41) 高橋注 (29) 論文。
- (42) 『川津郷土誌』(松江市川津公民館、一九八二年)。
- (43) 書込みの一部は紙の欠損で不明である。
- (44) 高橋注 (27) 論文。
- (45) 高橋注 (27) 論文。
- (46) 神宮文庫蔵。高橋注 (29) 論文。
- (47) 島根県立図書館蔵。伊藤剣「文化三年写中島家本『出雲国風土記』について」(嵐義人先生古稀記念論集『文化史史料考證』、『文化史史料考證』刊行会、二〇一四年)。
- (48) 個人蔵。注 (10) 加藤論文。高橋周「『出雲国風土記』写本一題—郷原家本と「自清本」をめぐって」(『古代文化研究』二二、二〇一四年) 参照。
- (49) 高橋注 (29) 論文。
- (50) 国学院大学図書館蔵。本来であれば模写した渡部保良から「渡部氏本」と呼称すべきであるが、その内容の重要なと出雲大社に関わる写本であることから「藤間氏本」と筆者は呼称する。
- (51) 本稿では、最古本とされる島根県立古代出雲歴史博物館本を参考とした。
- (52) 柿原家本と伊勢の写本との関係は、春木文庫本との関係を注 (27) 高橋論文で指摘した。神宮文庫をはじめとする伊勢に所在する写本は、ほぼ同じ系譜上にあるものと考えられ、江戸に由来する蓋然性が高い。
- (53) 国立国会図書館蔵。享保十三(一七二八)年に出雲郡直江八幡宮の金築正恒が書写した写本。注 (29) 高橋論文参照。
- (54) 分注のうち、三つ目の「一所」の「一」が脱落し、当該箇所に圈点を挿入して「一」と傍書する。書写時の脱落とみられる。
- (55) 高橋注 (29) 論文。

〔補注〕

本稿では現状において考え得る細川家本をめぐる写本の系譜関係を提示した。基本的には、加藤義成氏による提示と同じである。その上、まだ多くの課題が残る。一つは、細川家本あるいは「江戸内府御本」と蓬左文庫本との関係である。本文中でも述べたが、両者の異同は全く異なるものでもなく、むしろ比較的近い祖本を共有すると考える。

推測の域を出るものではないが、共通する祖本の所持者として、神祇管領長上吉田兼右の子で、吉田家菩提寺神龍院の住職をつとめた梵舜(一五五三~一六三三)の名が挙げられる。兄の吉田兼俱が記した『神名帳頭註』には『出雲国風土記』を

前提とする記載があり、梵舜の周辺に『出雲国風土記』が存在した可能性がある。

梵舜の日記『舜旧記』には、慶長十年に家康が「常州之風土紀」の事を梵舜に尋ねた記事があり、風土記について共通の関心があったことも窺える。一方で、梵舜と義直の交流もあり、『舜旧記』には元和八（一六二二）年から寛永三（一六二六）年にかけて両者間での書籍の貸借の記事が散見される。寛永三年には「神名帳」の神名について義直が梵舜に尋ねている。このように、家康と義直の両者と交流のあった梵舜であるが、「藤氏大系図」について、家康に書写献上した後に、義直の借覧依頼を受けて再び書写進上した例もある。したがって、梵舜が同一の写本を異なる時期に書写して、家康と義直に進上したと推測することもできる。その場合、梵舜の名が見える古田氏本（京都大学蔵）の奥書が注目されるが、同写本については『豊後国風土記』の奥書の竄入と考える。

また、倉野家本については、田中卓氏が紙質や筆跡から室町末期のものと推定されて定説となっているが、その本文も天明八（一七八八）年に『出雲風土記抄』との校合を行った毛呂義郷による書写の可能性があると考へる。義郷による校合の筆致と本文の筆致が近似する字句が散見される他、「異同d」に挙げた一八世紀以降の校訂に基づく字句が見られることがその見解の根拠となるが、義郷の没後にまとめられた自筆本の目録にも「出雲風土記」と見える。また、小栗家本と同系統の諸本に、幕末に書写された宮本茶村旧蔵本（筑波大学附属図書館蔵）があるが、宮本茶村は常陸国潮来村の名主で、幕末の関東周縁に倉野氏本系統の写本が存在したことを見唆する。義郷が居住したのは徳川氏の故地の上野国世良田であることにも見えられるのである。